

平成22年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に関するご意見等(パブリックコメント)について

■ 意見募集期間

平成22年2月22日(月)～平成22年3月12日(金)

(* 昨年度 平成21年1月13日(火)～平成21年1月30日(金))

■ 応募者数等について

(1) 応募者数 4人 (* 昨年度 応募数5人)

(内訳) 個人: 1人【郵送 1人】 (* 昨年度 個人 1人)

団体所属者: 3人【電子メール 2人, FAX 1人】 (* 昨年度 団体所属者 4人)

(2) 男女比 女性 1人, 男性 3人 (* 昨年度女性2人, 男性2人, 不明1人)

■ 意見数, 意見内容及び本市見解について

(1) 意見数 30件 (* 昨年度 26件)

(2) 意見内容及び本市見解(下表のとおり)

○: 現在すでに計画に記載されていた意見 20件 (* 昨年度 14件)

◎: 計画に取り入れた意見 1件 (* 昨年度 3件)

△: 内容の一部を計画に取り入れた意見 7件 (* 検討, 研究を含む) (* 昨年度 9件)

×: 計画に取り入れられない意見 4件 (* 昨年度 0件)

| 番号 | 備考 | 意見の内容(要旨) | 見 解 |
|----|----|--|--|
| 1 | ○ | <p>■「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」について</p> <p>「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」については, 現在, 京都市会で審議中ですので, その動向を注視したいと思いますが, この条例制定を機に京都市の「食品衛生行政」が消費者の目線を重視した「食の安全・安心行政」にステップ・アップすることを要望します。</p> | <p>従来から, 食の安全と安心の確保に努めて参りましたが, 「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例(以下, 「条例」という。)」の制定を踏まえ, より一層, 取り組んで参ります。</p> |
| 2 | ○ | <p>■「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」について</p> <p>「計画(案)」は, 現在市会に提出されている条例の目的について「食品等事業者が自らの責務を認識したうえで行う自主的な衛生管理の取組を支援し……」とのべています。しかし, 「食品等事業者の自主的な衛生管理の取組支援」については, 条例の「骨子(案)」には項目のひとつとして明記されていたものですが, 議会提出案には条項として明記されなかった取組課題です。本「計画(案)」の記述と, 現在市会に提出されている条例案の内容とは整合性を欠いているのではないのでしょうか。</p> | <p>食品衛生法第24条第2項の規定に基づき, 計画には「食品等事業者の自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項」を定め, その実施に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>また, 市会提案中の条例案においても, 「基本理念」及び「食品等事業者の責務」として, 食の安全と安心を確保するため, 事業者は自主的に食品の衛生管理等に努めなければならないと明記しております。</p> <p>本条例及び計画の策定によって, 今後より一層事業者による自主的な衛生管理の推進が図られるものと考えます。</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | ○ | <p>■「計画の主なポイント」について</p> <p>「計画の主なポイント」については昨年の「計画の主なポイント」との関係でも整合性があり、概ね理解できるものとなっています。また、それぞれの課題がどのようにすすめられるのかについてそれぞれ項目をたてて示されていることも、文書形式としてはわかりやすいものになってきたと思います。</p> | <p>今後も、計画については、市民の皆様によりわかりやすい内容で公表していきたいと考えています。</p> |
| 4 | × | <p>■「計画の主なポイント」について</p> <p>第二市場で実施しているBSEに係る全頭検査は、月齢基準を設定するなど、検査対象を限定する方向で検討してはどうかと思う。</p> | <p>市民の皆様への安全・安心を確保するため、全ての牛についてBSEスクリーニング検査を継続して実施して参ります。</p> |
| 5 | ○ | <p>■「監視指導の実施体制、関係機関との連携」について</p> <p>「監視指導の実施体制」に関わって、今回の計画案の体制図に文化市民局（市民総合相談課）が書き加えられました。このことは、私どもがかねがね要望していたことであり、これを機会に食の安全・安心行政が消費者行政分野の取組みと十分に連携しながら展開されることを要望します。国段階でも消費者庁が設置され、消費者目線での「司令塔」機能をいかに確立するかということが問われている中で、京都市段階での取組みが文化市民局はもとより他の関係機関と連携し有効に進められることを期待します。</p> | <p>本市文化市民局と連携を図り、今後も、市民の皆様によりわかりやすい施策に取り組んで参ります。</p> |
| 6 | ○ | <p>■「監視指導の実施体制、関係機関との連携」について</p> <p>消費者行政一元化・消費者庁設立にたいする対応について、国における消費者行政一元化・消費者庁設立は消費者の長年の願いにそうものであり、これに対応した自治体の態勢強化等が必要です。京都府では知事を本部長とする「くらしの安心・安全推進本部（「食」と「消費生活」の2部会）」を設置しています。</p> | |
| 7 | ○ | <p>■「緊急管理体制の整備と強化」について</p> <p>「緊急管理体制の整備と強化」については、今回の条例制定の中でも大事な論点になっていることです。まさに被害の未然防止、拡大防止という視点からの体制整備・強化を要望します。</p> | <p>今後も緊急管理体制の整備及び強化に努めます。</p> |

| | | | |
|----|---|--|--|
| 8 | ◎ | <p>■「緊急管理体制の整備と強化」について</p> <p>この箇所の記述は、前年度計画にくらべ、簡略なものとなっていますが、非常に重要な問題がふくまれるものであり、ていねいに記述していただくことが適當のように思います。「3 市民から不良食品について届出があった場合の対応」について、前年度計画では「(3) 食品等事業者に対する指導等」として、「調査及び検査の結果、不良食品であった場合にも、前述の「Ⅷ 2 違反食品を発見した場合の対応(1)」に準じて措置を講じます」と記述していました。本「計画(案)」は、この部分の記述がなく、不良食品の場合は当該の「食品が使用及び販売されないよう、必要に応じて速やかに回収・廃棄命令等の行政処分や再発防止等の適切な措置を講じ」ることを取りやめることしたのか、ひきつづき実施するのか、読み取れないので、明記が必要ではないでしょうか。</p> | <p>計画の文言を修正します。</p> |
| 9 | ○ | <p>■「監視指導の実施」について</p> <p>「監視指導の実施」「食品等の試験検査の実施」に関しては、まさにこの部分が計画案の根幹をなすものであり、よりよい取組みになることを期待します。とくに、被害の未然防止という立場から違反事例や検査データの活用、事業者への指導が徹底するようにお願いします。</p> | <p>過去に発生した違反事例、食中毒事件などを踏まえ、策定しています。</p> |
| 10 | ○ | <p>■「監視指導の実施」について</p> <p>一斉監視・指導及び一斉取締により明らかになった「問題点」や「違反事例」について、食品関係事業者や市民・消費者など全体で課題共有できる仕組みと方策を検討・実施し、食品の安全性確保と危害の発生防止に対する意識の向上を図るような取り組みについても計画化すべきである。</p> | |
| 11 | ○ | <p>■「監視指導の実施」について</p> <p>「路上弁当販売」についての一斉監視を行うという項目がありますが、どのような計画を想定されているのでしょうか。そもそも路上弁当販売事業者については登録制度があるのでしょうか。あるいは、問題が起きた時の連絡方法などが把握されているのでしょうか。この際、路上弁当販売事業者に対して、食品を取り扱う事業者としての登録制度や最低限必要な研修制度などもふくめて、総合的な取組みをすすめていただくことを要望します。</p> | <p>路上で弁当を販売する場合、その販売者は食品行商衛生条例(昭和31年4月1日、京都府条例第11号)に基づき行商登録を受けなければなりません。</p> <p>本市では、従来から「路上弁当販売」の一斉監視を行っており、路上弁当販売業者及び弁当の調製施設に対して弁当の衛生管理状況について調査し、不適事項に対する衛生指導を行っております。</p> |
| 12 | ○ | <p>■「監視指導の実施」について</p> <p>「表示偽装」はとくに消費者の関心の高い事項であり、対策のよりいっそうの強化が必要と思われる。京都府では食品衛生推進員による「京の食”安全見はり番”」の取り組みをおこなっていますが、本市におかれましても態勢をふくめた抜本的な検討が必要と考えます。</p> | <p>年2回、食品表示に係る一斉監視を実施することとし、食品衛生監視員による監視指導を強化して参ります。</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 13 | ○ | <p>■「監視指導の実施」について</p> <p>昨年設立された消費者庁は消費者安全法にもとづき、生命・身体被害に係る消費者事故情報等に係る措置を講ずることとなりましたが、とくに表示にかかわっては、アレルギー表示にかんして消費者庁への連絡が必要になるケースが出てくると考えられます。このことにかんがみ、アレルギー表示の監視について、補強しておく必要があるのではないかと考えます。</p> | <p>食品表示監視の際には、アレルギー物質の使用状況を確認し、適正表示の指導を実施して参ります。</p> |
| 14 | ○ | <p>■「自主的衛生管理の推進及び食品等事業者の育成」について</p> <p>「自主回収報告制度」が現在、市会に提出されている条例に盛り込まれています。が、近隣自治体と連携を密にし、不整合が生じないかたちでの運用をお願いいたします。</p> | <p>条例では、食品等事業者の自主的な食品等の衛生管理の推進の一環として、自主回収報告制度を運用することとしております。本制度の実施により、違反及び不良食品等の市内流通を阻止するとともに、回収状況を公表することで、市民の皆様の食の安全及び安心の確保を図ります。</p> |
| 15 | ○ | <p>■「自主的衛生管理の推進及び食品等事業者の育成」について</p> <p>前年度計画では「京・食の安全衛生管理認証制度」の普及啓発にかんし、「食品等事業者自らが作成した『衛生管理マニュアル』に従った自主衛生管理を推進」する旨の記述がありましたが、本「計画(案)」は、この部分の記述がなく、「衛生管理マニュアル」作成推進にむけての推進措置を講ずることを取りやめることしたのか、ひきづつき実施するのか、読み取れないので、明記が必要ではないでしょうか。</p> | <p>「京・食の安全衛生管理認証制度」は、食品等事業者が自主的に取り組む衛生管理状況を評価し、認証する制度です。</p> <p>計画(案)に基づき、制度の普及を行うことで、食品等事業者自らが「衛生管理マニュアル」の作成を含めた自主衛生管理の推進を図って参ります。</p> |
| 16 | × | <p>■「自主的衛生管理の推進及び食品等事業者の育成」について</p> <p>「自主的衛生管理の推進及び食品等事業者の育成」のなかの「京・食の安全衛生管理認証制度」についてですが、京都府のもとにある同趣旨の制度との関連について、よく調整していただくことが必要なのではないでしょうか。</p> | <p>本市の「京・食の安全衛生管理認証制度」は、仕入から製造・調理及び提供にいたるまでの全行程を評価し、施設を認証の対象としています。一方、京都府の「きょうと信頼食品登録制度」は、京都府内で生産又は製造される食品を対象としており、本市の制度とは異なるものです。</p> |
| 17 | × | <p>■「自主的衛生管理の推進及び食品等事業者の育成」について</p> <p>「京・食の安全衛生管理認証制度」については、府の「信頼食品登録制度」との統合をはかっていただけますよう、お願いいたします。</p> | |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 18 | △ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>リスクコミュニケーション推進事業として、食品事業者を対象に依頼に応じて当該施設に出向き食品衛生講習会を実施するとあるが、まずは業種ごとに区分して開催する集合研修を企画し、そこへの参加を義務付けるなど、事業者への自主衛生管理に対する意識啓発に係る取り組みを優先させるべきではないかと思う。食品衛生法にかかる営業許可継続更新時に実施している食品衛生講習は、半ば形式的で実効性に疑問を感じる。</p> | <p>業種別の集合研修についてですが、食品衛生法に基づく営業許可の継続更新手続き時に業種別の食品衛生講習会を実施しております。食品事業者に対し、さらに効果的な食品衛生講習会が実施できるよう、検討して参ります。</p> |
| 19 | ○ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>「リスクコミュニケーション」に関しては、たびたび意見をのべてきたところですが、ホームページの改善、消費者団体との対話・交流についてぜひ積極的に検討していただくことを要望します。</p> | |
| 20 | ○ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>重要なのは、問題を食品衛生上の法令違反の次元にとどめず、現代日本をとりまく「食の不安」のありようについて認識をふかめ、行政・食品関連事業者・消費者がそれぞれの責務や役割のもとに、「食の信頼関係」の形成へむけての相互理解と「協働」をすすめていくことにあると考えております。</p> | <p>市民等を対象とした食の安全安心施策に関する説明会を積極的に開催するなど、リスクコミュニケーションの推進を図って参ります。</p> |
| 21 | ○ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>食品衛生監視指導計画の策定にあたっては、パブリックコメントの募集だけでなく、「見える化」のひとつとしても市民との意見交換会の開催が必要です。当方は、このことを毎年指摘・要請していますが、いまだ実現していません。当会だけでなく、他団体にもよびかけて、ご担当からのご説明と意見交換の場を設定してまいりたいと思いますので、そのさいはよろしくお願いたします。</p> | |
| 22 | △ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>「京都市・食の安全推進協議会」については、今回の条例案のもとでは審議会として位置づけられます。この機会に、現在の「協議会」を審議会に横すべりしてよとするのではなく、どのような構成で、どのような運営を行うのがよいのか、総合的に検討していただくことを要望します。</p> | <p>検討します。</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 23 | △ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>ホームページについては京都市のホームページ全体に関わることでありますが、「食の安全・安心」に関する情報への入り口（アクセスの仕方）がわかりやすいものになるように改善してください。消費者団体との対話・交流については文化市民局と連携し、ぜひとも具体的な取組みを開始してください。</p> | |
| 24 | △ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>遺伝子組み換え食品、水銀やダイオキシンの魚介類への残留、カドミウム米、「環境ホルモン」に関わる情報等について最近の科学的知見をもとにわかりやすく情報提供していただくことを希望します。</p> | |
| 25 | △ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>貴課のホームページについては抜本的な拡充が必要と思われます。京都府では、2月から農林水産サイドの「きょうと食の安心・安全情報」と、健康福祉サイドの「京の食”安心かわら版”」とを統合し、「食の安心・安全きょうと」サイトとしました。東京都でも、2月26日から新しいウェブサイト「食の安心パトロール」を開設しており、たいへんわかりやすい内容で「見える化」の工夫がすすんでおり、参考になります。</p> | <p>ホームページについては、閲覧される方にわかりやすい内容に改善して参ります。</p> |
| 26 | △ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>現在、「見える化」という言葉がどこでも叫ばれるようになってきています。映像・グラフ・新旧年度計画対比表などの作成の工夫によって、「見える化」されたものがホームページの該当部所に掲載されるようにしていただきたいと思います。</p> | |
| 27 | ○ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>消費者行政一元化・消費者庁設立にたいする対応③消費者庁の「重大製品事故」にかんする情報の収集・報告・公表等と自治体との関係について、明示いただければと思います。</p> | <p>食品に関する事件や事故については国(消費者庁及び厚生労働省)に直ちに報告するとともに、市民の皆様公表しているところであり、本計画においても情報の積極的な開示と国との連携について明記しています。</p> |
| 28 | △ | <p>■ リスクコミュニケーションについて</p> <p>本市保健所等で配布されている「リーフレット」は、「市内保健所における監視指導計画表」の抜粋と、「中央卸売市場第一市場内における監視指導計画表」の抜粋のみが掲載されているだけで、「計画(案)の全文掲載」は京都市保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課ホームページと記載されるにとどまっています。この2つの表の抜粋を読んで、これをもとに意見を提出するというのはたいへんむずかしいように思われます。経費上の問題もあるとは存じますが、せめて、計画立案にかんする「基本的な考え方」・「今年度計画の重点」などについてはリーフレットに記載していただけたらと思います。</p> | <p>検討して参ります。</p> |

| | | | |
|----|---|--|--|
| 29 | ○ | <p>■ 食品衛生監視指導計画の策定方法について</p> <p>京都市においては、これまでから食品衛生法にもとづき食品衛生監視指導計画が策定されてきました。それについて、私どもは何度もP D C A型の マネジメントサイクルを回していくという点から、前年度の計画の進捗状況を中間的なものであっても示し、問題点を整理しながら、翌年度の計画案を策定することが必要だと指摘してきました。残念ながら、今年度についても改善されませんでした。また、消費者団体との対話を深めるなかで計画案を充実したものにしていくという点でも、今年度もその機会が作られませんでした。消費者団体とのリスクコミュニケーションの第一歩としてそのような機会が持たれていくことをあらためて要望します。</p> | |
| 30 | ○ | <p>■ 食品衛生監視指導計画の策定方法について</p> <p>前年度の実施状況をふまえて、そのことが次年度の食品衛生監視指導計画案にどのように反映されたのかを明示していただきたいと思えます。公表されている「計画(案)の全文」からも、このことを読み取るのは容易ではありません。以下のような工夫を検討してください。</p> <p>①「基本方針」部分の冒頭に、「昨年度のふりかえりと課題」にかんする記述を入れ、前年度P L A NがどのようにD O — — C H E C K — — A C T I O Nされて、次年度P L A N案が考案されてきたのか、簡潔な形で明示する。</p> <p>②もしくは、このP D C Aサイクルのプロセスを「別添」として明示する。</p> | <p>年度途中における実施結果については、公表していませんが、発生した問題や検査等の実績等を検証し、平成22年度計画(案)を策定しています。</p> <p>なお、策定にあたっては保健所の食品衛生監視員等で構成する「京都市食品衛生監視指導計画検討委員会」を設置し、同計画についての検討を行っています。</p> <p>また、夏期及び年末年始における一斉立入検査及び収去検査の実施結果については、実施後、速やかにホームページで公表しています。</p> |
| 31 | ○ | <p>■ 食品衛生監視指導計画の策定方法について</p> <p>これまでも指摘していますが、少なくとも都府県で、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況とあわせて、監視指導計画実施状況の「中間報告」(たとえば4～9月の半期)を当年度中に公表し、次年度の食品衛生監視指導計画案の検討に生かしています。いわゆるP D C Aのマネジメント・サイクルを早く回していくことが重要です。</p> | |
| 32 | × | <p>■ その他</p> <p>消費者行政一元化・消費者庁設立にたいする対応②地方消費者行政活性化基金を活用した支援メニューのなかに「食品表示・安全機能強化事業」が入っていますが、どのような活用が検討されたのか、またされているのかについて、明示いただければと思います。</p> | <p>当該基金の活用については、本市消費者行政担当部局である文化市民局において現在検討がなされており、現時点で本計画に明示しておりません。</p> |